

港北区少年野球連盟 運営要綱

1. チーム構成

- [1]連盟に所属する小学生によるチーム(以下、「会員チーム」という。)であること。
- [2]選手は原則として港北区に在住または港北区の小学校の在学者であること。
- [3]会員チームに所属した選手が他の会員チームへ移籍する場合は、当該チームの監督間で話し合いを行い、双方の承諾を得ることとする。
- [4]会員チームが複数に分かれて大会に参加する場合は、必ず1チーム内に大会最上級生を6名以上登録しなければならない。

なお、ベンチに入る指導者の重複は認めない。

- [5]大会に参加できる人数が揃わないチームは、以下を遵守することを条件に、連盟チーム同士による合同チームを認める。
 - 1)大会に参加できる人数が揃っているチームとの合同の場合は、両チームの監督了承のもと、大会申込書を提出する。
 - 2)大会に参加できる人数が揃わない複数チームによる合同は、該当チームの監督同士でチーム責任者を決定し連盟チームであることがわかるチーム名で大会申込書を提出する。
 - 3)合同チームのユニフォームは揃っていなくても良いが、背番号は同一番号があってはならない。
 - 4)上部大会への推薦について連盟の決定に異議を唱えない。
 - 5)合同チームの結成にあたり問題が生じた場合は、会長及び理事長が裁定する。

2. 選手、指導者登録

- [1]選手の登録は10名以上25名以内とし、指導者の登録は代表以外16名以内とする。
なお、指導者の登録は、直近の審判実技講習会・指導者講習会を修了した者が望ましい。
- [2]選手及び指導者の追加及び抹消を要するチームは、所定の変更届を連盟に提出する。
- ②追加選手及び指導者の大会出場可能日は、原則として変更届受付日を含む7日目以降とする。
- [3]港北区以外に在住且つ所在している小学校に在学の選手を登録する場合は、特別認定選手登録書を連盟に提出しなければならない。
- ②特別認定選手の出場可能日は、原則として所定書類受付日を含む7日目以降とする。
- ③特別認定選手は全学年を通じて1チーム5名以内とする。
- ④特別認定選手登録書の有効期限は次回の港北区春季大会開会式の前日までとする。
- [4]背番号は30番を監督、10番を主将とする。
- [5]春季大会及び秋季大会以外の大会では、主将の背番号の登録は任意とし、選手及び指導者の背番号の規制を設けない。
ただし、監督は30番とする。

3. 大会運営

- [1]春季大会及び秋季大会
 - ①会員の参加チームをブロックに分けてブロック内総当たり戦を行う。
 - ②各ブロックの勝ち点上位チームにより決勝トーナメントを行い、優勝、準優勝、3位(2チーム)を決める。
 - ③勝ち点は、勝利3点、引分1点、敗北0点とする。
 - ④勝ち点が同点により決勝トーナメント進出チームを絞る必要が生じた場合は、当該チームによる抽選で決勝トーナメント進出チームを決定する。
- [2]新人大会、ジュニア大会、送別大会
 - ①会員の参加チームによるトーナメントにより優勝、準優勝、3位(2チーム)を決める。

②送別大会に限り選手登録書を必要とせず、過去に開催されたジュニア大会、新人大会及び 春季大会、秋季大会において登録された選手を送別大会登録選手として扱う。

[3]その他

①試合当日のグラウンドコンディション不良が予測される場合は、試合前日に事務局長よりグラウンド招集の連絡を行う。

なお、状況により試合当日のグラウンド招集の場合も発生する。

②グラウンド招集があった場合、理事長及び事務局長及び審判部長と当日の第一試合及び 第二試合のチームの監督及び担当審判が試合開始2時間前にグラウンドに集まり、試合の可否や開始時間等の協議を行う。

③②において、グラウンド整備の必要が生じた場合、第一試合及び第二試合のチームが中心となて行う。

④試合当日において、理事長、審判部長及び事務局長がコンディション不良によりグラウンド使用の見込みが無いと判断した場合、グラウンド招集することなく当日の試合を中止にすることができる。

⑤グラウンド責任者に割り当てられたチームは用具の準備もしくは片付けについて責任を持って対応する。

⑥試合ができない学校行事は、連盟が指定した期日までに予定を書面もしくは電子データにて 事務局長に提出するものとする。

⑦ 抽選会に欠席のチームはその大会を棄権とみなす。

4. 試合運営

4-1基本ルール

[1]ホームベースのサイズは幅17インチ(43.2cm)の一般用を使用する。

[2] ジュニア大会以外の大会の投捕間は 16 メートル、塁間は 23 メートルとする。

②ジュニア大会の投捕間は 14 メートル、塁間は 21 メートルとする。

[3]試合時間はジュニア大会以外は 1 時間 30 分、ジュニア大会は1時間 20 分とし、試合時間を超えて新しいイニングには入らない。

②後攻の攻撃が3 アウトになった時点で試合時間を超えていなければ新しいインニングに入る。

③各試合は6回戦で行い、5回(ジュニア大会は4回)終了をもって正式試合とする。

[4]試合成立の5回(ジュニア大会は4回)が終了しても、試合時間を優先する。

[5]試合時間もしくは6回終了時点で同点の場合は、タイブレークを適用する。

②タイブレークは1アウト走者1塁・3塁で、前のイニングの継続打順で攻撃を行う。

③1塁走者は前のイニングの最後の打者で、3塁走者はその前の打者が付く。投手、捕手が走者になる場合はチーム判断で除いても良い。

④タイブレークは勝敗がつくまで行う。この際の選手交代は認めることとする。

⑤春季大会及び秋季大会のリーグ戦においては、タイブレークは適用されず引き分けとする。

[6]降雨等により試合続行不可能と認められた場合、試合成立イニング以降であれば コールドゲームとし、試合成立イニング前であればノーゲームとして、後日改めて初回 から試合を行う。

また、試合成立イニング以降であっても、同点で試合の決着がついていない場合は、後日改めて初回から試合を行う。

なお、春季大会及び秋季大会のリーグ戦においては、引き分けとして試合成立とする。

[7]ベンチは抽選番号の若いチームを一塁側とする。

[8]点差によるコールドゲームは、3回以降10点差、5回以降7点差とする。

[9]各チームの都合による日程の変更は認められない。

[10]学級閉鎖及び緊急事態等、試合ができない事態が発生した場合は、速やかに事務局長に報告をし、判断を委ねるものとする。

[11]各チームは試合開始予定時刻の 30 分前には試合実行可能な状態にすること。

〔12〕試合開始予定時刻1時間前までに事務局長もしくは審判部長への連絡なしに棄権したチームは、大会のすべての成績を無効とし棄権した日から1年間の出場停止処分とする。

4-2ベンチ入り指導者

〔1〕試合中ベンチに入ることができる者は、当期に指導者登録された指導者（以下、「指導者」という。）とし、代表、監督、コーチ2名、マネージャー、スコアラーの最大6名までとする。

また、2名の給水救護係をベンチに入れることとする。

なお、ベンチ入りする指導者や給水救護係について止むをえず対応できない場合は、試合前に審判もしくは本部に申し出ることとする。

〔2〕指導者に限り代理監督を務めることができる。ただし、試合前にその旨を当該審判員に告げなければならない。

〔3〕監督及びコーチは選手と同一のユニホームを着用する。また、代表、マネージャー、スコアラーはチーム帽をかぶりスポーツに相応しい服装を着用し、給水救護係はチーム帽をかぶり動きやすい服装に所定のビブスを着用する。

②給水救護係は指導者でなくても任命できる。

③給水救護係は選手の熱中症予防やケガ治療に注力し、選手の指導や撮影等を行わない。

〔4〕試合開始時・終了時に、ベンチ内の指導者はグラウンドコート等の上着を脱ぎ、起立して挨拶を行うこととする。

4-3安全対策

〔1〕各チームでWBGT計測器を所持し、大会時の本部チームは暑さ指数を測定する。

〔2〕熱中症予防対策として、試合中の給水タイムを設ける。

②WBGT31℃以上の場合、試合の2回と4回終了後に給水タイムを設ける。

③給水タイムは、打者1巡もしくは守備時間20分を目途に審判もしくは本部の判断にて実施する。

④給水タイムは1回につき3分以上とする。

⑤給水は日陰で風通しの良い所で行う。

⑥給水救護係は、常に選手やグラウンドにいる人の顔色や体調に目を配る。

⑦攻守交代は十分な給水を行い、極力速やかに行う。

〔3〕高温対策として、ベンチ内にタープテントを2張りまで設置を認める。

②タープテントは1辺概ね2.5m以内とし、極力ベンチ内に納まるよう設置する。

〔4〕雷が鳴った或いは光ったことを確認した場合、審判の判断で試合は一時中断し安全な場所に避難する。

②雷により試合が一時中断した場合、その後の天候の状況を見て、担当審判が再開もしくは中止の判断を行う。

〔5〕頭部死球があった場合、状況の如何にかかわらず臨時の代走（コーティシーランナー）を適用する。

②死球を受けた打者は1塁に触塁することなくベンチで治療・休息をとる。

③コーティシーランナーは前位の打者とし、投手及び捕手はチーム判断で除くことができる。

〔6〕シートノックの際、ノッカーの側でボール渡しを行う者は必ずヘルメットを着用する。

〔7〕試合中、リリーフ投手の投球練習及び代打予定の選手が素振りを行う際は必ずコーチが安全を確保する。

4-4用具

〔1〕試合球は公認ケンコーボールJ号を使用する。

〔2〕使用できるバットは、木製、竹製か単一素材の金属バットに限る。

なお、ウレタン、カーボン、FRP素材のバット及び複合バットの使用は禁止とする。

〔3〕打者・次打者・走者及びランナーコーチはSGマークが入ったヘルメットを必ず着用する。

②捕手はプロテクター・レガース及びSGマークが入ったヘルメット・捕手マスク等を必ず着用する。

③捕手は投球練習時も危険防止の為、②を遵守する。

なお、着用しない場合は立って投球練習を行うこと。

4-5タイム

〔1〕監督タイム、守備タイム、攻撃タイムは、6回戦の試合の場合、それぞれ3回以内とする。

〔2〕監督がタイムの指示をした場合は監督タイム、選手間のタイムとして内野手が集まった時及び捕手だけが投手に近づいて相談した場合は守備タイムとしてカウントする。

〔3〕タイブレーク適用の場合は、2イニングに1回ずつタイムを取ることができる。

〔4〕試合中のタイム時に監督はインフィールド内に入ることができる。

なお、その際はグラウンドコート等の上着は脱ぐこととする。

4-6投手

〔1〕投手の1試合かつ1日の投球数は70球以内とする。なお、4年生以下が投手として出場した場合の投球数は60球以内とする。

〔2〕同日に行われる試合において1日の投球数制限を超えない範囲で登板することができる。

〔3〕投手は変化球の投球を禁止する。投手が変化球を投げた場合は球審から監督へ注意し、修正出来なかった場合、球審は当該監督に投手交代の指示をする。

〔4〕監督の指示や投球制限により交代した投手は他の守備につくことはできる。

〔5〕守備側の監督が球審に敬遠をする意思を伝えることにより、投手は投球することなく打者を四球とすることが出来る。

4-7投球数管理運用

〔1〕試合中規定投球に達した場合、その打者（代打を含む）の打撃が完了するまで投球できる。

〔2〕ボークにもかかわらず投球したものは、投球数に数える。

〔3〕タイブレークになった場合、1日の規定投球数以内で投球できる。

〔4〕けん制球や守備の送球とみなされるものは投球数としない。

〔5〕投球数の管理は本部が行う。

4-8投球練習

〔1〕次の試合のバッテリー1組のみグラウンド内で投球練習を認める。

〔2〕投球練習は原則として、前の試合の4回裏終了以降または、前の試合開始1時間経過後に当該審判員の許可を得て行うこととする。

〔3〕投球練習には必ず指導者1名がグラウンド内に帯同し、ゲームの進行を見て危険防止に努める。

なお、大会・グラウンド等の状況により禁止する場合もある。

4-9審判・本部対応

〔1〕審判員は定められた服装で行い、原則として、事前に割り当てられたチームから任命された者が責任を持って遂行する。

なお、指導者でない者もしくは直近2回以内の港北区審判講習会修了証を所持しない者は審判に当たることはできない。

- 〔2〕本部は事前に割り当てられたチームから任命された者が責任を持って対応する。
- なお、指導者でなくても本部に当たることができる。
- 〔3〕本部担当者は、試合記録、スコアボードの記入及び次の試合のメンバー確認を行う者と、投球数のカウントを行う者に分担する。
- 〔4〕投球数のカウントは数取器を使用し、イニング毎に記録する。
- 〔5〕イニング毎に当該試合での投球累計数をベンチにフリップスコアボードにより開示する。
- 〔6〕数取器及びフリップスコアボードは本部対応者が持参する。

4-10抗議・声援

- 〔1〕ベンチ内及び観衆は、試合中における自チーム選手、対戦相手の選手及び審判員に対する暴言及びプレッシャーを与える行為は慎む。
- 〔2〕メガホンの使用は監督のみ認める。
- 〔3〕抗議は監督及び当該選手のみとする。
- 〔4〕ストライク・ボール、アウト・セーフ等の審判の判定に対する抗議は一切認めない。

4-11その他

- 〔1〕ファールボールは直ちにベンチに近いチームが取りに行くこと。
- ただし、バックネットへのファールボールは攻撃側のチームが取りに行くこと。
- 〔2〕試合終了時の挨拶は整列時に行えば新たに相手チーム、審判へは不要とする。

5. 球場使用

- 〔1〕各チームは試合終了後は球場の整備を自ら進んで行うこと。
- 〔2〕昼食等によるゴミ・空き缶・タバコの吸殻等はきちんと処理し持ち帰ること。
- 〔3〕球場は球場責任者及び審判員の指示に従いみんなで大切に使用すること。
- 〔4〕ベンチ内及びその周辺での食事・喫煙は禁止とする。

6. その他

- 〔1〕反則行為及び連盟の秩序を乱す行為のある時は、連盟規約第9条を適用する。
- 〔2〕本運営要綱に記載されていない事項は、YBBL 大会競技運営細則に準ずる。

昭和58年 3月 一部改定
昭和62年 3月 一部改定
平成3年 3月 一部改定
平成8年 3月 一部改定
平成9年 3月 一部改定
平成12年 3月 一部改定
平成13年 3月 一部改定
平成18年 3月 一部改定
平成22年 3月 一部改定

平成22年 11月 一部改定
平成30年 3月 一部改定
平成31年 2月 一部改定
令和2年 2月 一部改定
令和2年 12月 一部改定
令和3年 2月 一部改定
令和4年 2月 一部改定
令和4年 5月 一部改定
令和5年 2月 一部改定

令和6年 3月 一部改定
令和6年 7月 一部改定
令和7年 3月 一部改定
令和7年 5月 一部改定
令和8年 2月 一部改定
令和8年 3月 一部改定
令和8年 4月 一部改定
令和8年 7月 一部改定